

おんが

「飲酒運転の追放」

十月六日から

秋の交通安全県民運動

十月六日から十月十五日までの十日間に秋の交通安全県民運動が行われます。

この運動は、歩行者、運転者、運転者の雇主その他道路交通に関係のあるすべてのものに交通安全

全、思想の周知徹底をはかり、正しいルールの実践を習慣づけることによつて、交通事故防止の徹底をはかることが目的です。

- 1、重点実施事項
- (1)歩行者とくに子ども老人の事



事故防止に関する事項

ア、幼児および小学校低学年児童に対するとびだし事故防止のための安全確保と保護者に対する教育

イ、小学生および中学生に対する自転車の整備点検と安全な乗り方の指導

ウ、通学通園路の点検、整備
エ、歩行者、とくに老人の踏切における安全通行の確保

オ、正しい横断の励行と横断中の歩行者保護のための街頭指導

(2) 飲酒運転事故防止に関する事項
ア、飲酒運転の取締りと酒類提供者に対する指導

イ、職場における運転免許所持者に対する管理および指導

ウ、飲酒運転の誘因となる慣行の排除のための地域活動と家庭向広報

(3) 無謀運転事故防止に関する事項

項

ア、信号無視、速度違反追越違反、過積載、踏切通過違反等の無謀な運転に対する指導及び取締り
イ、車両の点検整備、とくに整備不良等にもとづく交通公害の防止

ウ、運転マナーの指導

特に本町交通安全推進協議会は老人の安全確保と飲酒運転追放を主目標とし、老人研修会、婦人学級の会合等で交通安全教室を開き交通安全思想の促進をはかる。

2、飲酒運転事故防止についてはア、酒類提供者に対し自動車運転するものには酒類を提供しない自主活動を促進する

イ、官庁、会社事業所等で飲酒運転追放の申し合せを行い自動車運転するときは酒類を飲まない、飲ませない慣行を樹立する

ウ、部落会、婦人会は祝いごとその他各種会合において車を運転する者に酒類を出さない運動をすすめる

各家庭において主婦が中心となり自動車等を運転する者に酒類を飲ませない。飲んだら運転しない運動を推進する。

祝ごとその他各種会合等の酒席に参加する場合には自動車等を持っていかないことを厳守する。

議会だより

第二回臨時議会開催される

去る九月二十六日遠賀町第二回臨時議会が開催され、付議可決された議案を次のとおりお知らせします。

○第四七号議案

専決処分の認定について

(一般会計補正予算第三号)

社会福祉費を九七万円補正

○第四八号議案

昭和四五年年度遠賀町一般会計補正予算

(補正額四、一七九万円、総額

三一、八五八万円、主なる補正は

産炭地域開発就労事業費、二、三

10月のこよみ

- 1 日法の日
- 〃 労働衛生週間始まる
- 〃 赤い羽根募金始まる
- 4 日里親デー
- 6 日秋の交通安全週間始まる
- 9 日寒霜
- 10 日体育の日
- 〃 目の愛護デー
- 14 日鉄道記念日
- 17 日貯蓄の日
- 18 日家庭の日
- 21 日秋土用
- 23 日電信電話記念日
- 〃 新聞少年の日
- 24 日霜降
- 26 日原子力の日
- 27 日読書週間始まる

町民の動き

8 月末	2,364世帯
男	4,500人
女	4,972人
計	計9,472
9 月異動	+ 11世帯
男	+ 14人
女	+ 9人
計	計 23人
9 月末	2,375世帯
男	4,514人
女	4,981人
計	9,495人

- 五三万円、猿嶺溜池浚費一、〇五〇万円などです。)
- 第四九号議案
昭和四十五年遠賀町国民健康保険特別会計補正予算
補正額一三三万円、総額四、七七二万円
- 第五〇号議案
昭和四十五年遠賀町農業共済事業特別会計補正予算
補正額三三万円、総額一、三七二万円
- 第五一号議案
昭和四十五年遠賀町水道事業特別会計補正予算
- 収益的収支の部
補正額四七万円、総額一、五八三万円
- 資本的収支の部
補正額一〇万円、総額一三三万円
- 第五二号議案
固定資産評価審査委員会の選任について
遠賀町大字今古賀三四六番地の二 柴田 勇 氏
- 第五三号議案
教育委員会委員の任命について
遠賀町大字木守一五六一番地 土師 晋 氏



災害から住民を守る消防団 郡内消防団消火訓練実施

去る九月二十日(日)遠賀郡内各消防団一六二名が出動し消火訓練が実施されました。

想定は、九月二十日午前九時岡垣町大字山田、遠賀郡農協東部支部裏密集地帯Aアパート炊事場より出火し、大火になる恐れがあり

岡垣町消防力では防衛出来ないかと判断し、各町に応援要請をなす、電話要請を受けた各町は直ちに出勤し岡垣町消防団の水利誘導により、水利部署に到着し消化に努めた結果、午前九時三十分鎮火し、訓練を午前十時四十分を終り

ました。

この訓練は遠賀郡内各町消防団相互に消防力を活用して被害を最少限度に防止することを目的としております。

消防応援協定は遠賀郡三ヶ町の外に芦屋航空自衛隊、中間市、鞍手町とも応援協定をしております。

行政相談会開催 人権相談所も併せて開設

国、県、市町村等の役所の仕事に対する苦情、相談、意見があるが、どうも関係の役所に申し出にくいとか、どこに申し出たらよいかわからない方は気軽にこの相談会を利用して下さい。

尚左記相談日以外でも自宅でも何時でも相談に応じますので御遠慮なく相談して下さい。

行政相談員
遠賀町尾崎六九四番地 高崎 博 愛

人権擁護委員
遠賀町今古賀三四六番地の二 柴田 勇

遠賀町虫生津五八八番地 長崎 真 毅

一、日時 十月十二日
午前十時～午後三時

一場所 遠賀町公民館

一町営住宅(空屋)の入居者募集について

左記のとおり、町営住宅が十月末日をもって空屋となりますので入居希望者の募集を行います。

記

- 一、場所 虫生津西町町営住宅
- 一、戸数 一戸
- 一、住宅種類 第二種公営住宅(六畳、四、五畳、台所、物置)
- 一、家賃 三、二〇〇円
- 一、敷金 九、六〇〇円
- 一、募集期間 45年9月16日から
9月25日まで

◎入居申込用紙は役場財務課財政係に準備しています。

一、入居決定 応募者が多数の場合、入居資格者の抽せんによって決定します。

- 一、入居資格
 1. 町内に住所又は勤務場所を有するものであること。
 2. 毎月令第五条に規定する基準収入(別表)があつて、独立の生活を営み、町条例に定める家賃及び敷金を支払う能力を有するものであること。
 3. 現に同居し又は同居しようとするものであること。

表 5 条 入 基 準 表

基準収入	扶養1人		2人		3人	
	円	円	円	円	円	円
24,000円	505,000	550,000	505,000	550,000	595,000	640,000
	(62,083)	(45,833)	(62,083)	(45,833)	(49,583)	(33,333)
以下	640,000	685,000	640,000	685,000	730,000	775,000
	(53,333)	(75,083)	(53,333)	(75,083)	(60,833)	(47,583)

上記金額は税込年間収入額である()内は月額

- 4. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

今月の税金

町県民税第三期分

納期限 十月二十五日

納期限内に納めましょう

生ワクチン投与実施

●十月二十三日

回だけ投与をうけた者。

受付 午後一時～二時

料金 無料

場所 町公民館ホール

投与を受けてはいけない者

該当者 生後三月月から一才未

熱、および下痢をしている者

満の者で一回も投与を

病後衰弱の激しい者

うけていない者及び一

※母子手帖を持参して下さい。

胃癌、子宮癌

検診受付実施

胃癌は一〇〇名、子宮癌は七〇 住民課衛生係まで申込み下さい。
名で受付を締切りますので早目に

乳児相談

日・時 毎月第三月曜日 十時～十一時

場所 遠賀町公民館



求人広告

遠賀郡岡垣町戸切字岸元

芦屋更生企業組合岡垣営業所

電話〇九三二八・〇五五五・〇五五六番

女若干名 五十五才位迄 日給 九〇〇
男若干名 〃 一、三〇〇
作業時間 八、〇〇～十七、〇〇迄
〃 場所 岡垣町戸切岸元三四四
各種保険有
詳細面談の上

危険物取扱主任者試験

尚、試験に伴う準備講習会を当協会主催で実施しますのでお知らせします。

- 1、試験の種類 甲種及び乙種全額
- 2、試験の日時 昭和四五年十一月八日(日)
- 3、試験の場所 北九州市小倉区北方 北九州大学

- 4、受付期間 十月一日～十月二十六日
- 5、受験手続 (1)願書 中間市並びに水巻町 西消防本部で交付します

- (2)受験料 甲種八〇〇円 乙種一類につき五〇〇円
- 1、講習の日時 昭和四五年十月二四日
- 2、講習の場所 水巻町々民会館
- 3、講習料 会 員三〇〇円 会 員外五〇〇円
- 4、受付期間 昭和四五年十月二十三日 以上

- 1、趣旨 明年四月に統一地方選挙が予定されています。地方自治・地方行政は、私たちの生活に最も身近かな公害、道路、教育、衛生などの問題をあつかっています。
- 2、募集締切 昭和四五年十月三十一日(土)
- 3、応募標語、自作、未発表に限ります。官製はがき一枚に一句を記載して下さい。一人一枚までとします。
- 4、賞金 1等 一人 三〇、〇〇〇円 2等 三人各一〇、〇〇〇円 3等 十人各 三、〇〇〇円 佳作若干名 記念品

統一地方選挙の標語募集

そのにない手となる人、それにふさわしい人を選ぶために、また住みよい郷土を築き地方自治の発展を期するために、一般有権者に最もアピールする選挙標語を広く募集します。

民謡同好会へどうぞ

十月二日より情操教育の一助として遠賀町民謡同好会を発足いたしました。

同好の方は左記に依り老若男女を問わず多数御参加下さるようお願い致します。

左記

午後九時まで 公民館別館
ところ 五百円程度(含雑費)
月謝 二村八郎
連絡先 〇鬼津 (電話3-0838)
〇虫生津 古野千年 (電話3-8589)
〇教育委員会事務局

とき 毎週金曜日午後七時よ

交通安全の心得

◇歩行者

- 1、道路を横断するときは速回りでも信号機、横断歩道、横断歩道橋などを利用すること。
- 2、道路を横断するときは車のときれをたしかめ、必ず手をあげ左右の安全をたしかめて渡ること。
- 3、斜め横断しないこと。
- 4、走っている車のすぐ前、すぐ後を横断しないこと
- 5、止まっている車のすぐ前、すぐ後から横断しないこと。
- 6、歩道のない道路は、右端を歩くこと。
- 7、老人、子供の安全誘導に努めること。

◇自転車乗用車

- 1、自転車は身体に合ったものを選ぶこと。
- 2、二人乗りをしないこと。
- 3、左右折の合図を励行すること。
- 4、右折する場合は交差点の左側端に沿って進行すること。
- 5、左側端の列進行を励行すること。
- 6、安全装置は常に点検して、整備不良車には乗らないこと。
- 7、夜間は必ず点灯し、後部には反射鏡または反射テープを取付けること。
- 8、踏切では必ず一時停止し、安全確認を励行すること。
- 9、飲酒して自転車に乗らないこと。
- 10、傘をさすなど片手ハンドル運転をしないこと。

◇家族（主婦など）

- 1、家庭のだらん時に新聞、ラジオ、テレビ、その他で広報されていることなどを中心に、交通事故防止について話し合いを行なうこと。
- 2、家族が家を出るときには、正しい歩行、車に注意、また、車を運転するものには安全運転、酒をのまないよう「愛の一声」をかけること。
- 3、こどもには、交通ルール、安全な通学通園のしかたなどについて実施に指導すること。
- 4、幼児の一人歩き、道路へのとび出し、路上遊ぎをさせないこと。

- 5、幼児と歩くときは、幼児を車側に出さないように手を引いて歩くこと。
- 6、「のんだら のるな のるなら のむな」を徹底すること。
- 7、すすんで、交通講話や交通教室等に参加して、交通ルールを身につけること。

◇学校、幼稚園等

(学童、園児)

- 1、学校、幼稚園（保育所）への登下校は、必ずきめられた通学（園）路を通ること。
- 2、上級生は、下級生の模範となって、正しい通行、安全な横断をすること。
- 3、遠回りでも横断歩道、信号機、横断歩道橋などがあるところでは必ずこれを利用すること。
- 4、車のすぐ前、すぐ後の横断、とび出し、斜め横断、左側通行、車道通行、無茶な自転車の乗り方は絶対にしないこと。
- 5、道路上であそばないこと。
- 6、鉄道路線や踏切で遊ばないこと。
- 7、自治会や、こども会等で交通安全について話し合いをしてこれを守ること。
- 8、手をあげて直ちに横断するのではなく、運転者が歩行者を認めて停止するのをまって横断すること。

国をささえ 自衛官募集中



応募資格

満十八才から二十五才未満の健康な男子
その他のくわしいことは役場庶務課へお尋ね下さい